- ◎地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例(条例第7号)
  - 1 岩手県地方独立行政法人評価委員会の庶務を総合政策部から総務部に移管することとした。(第6条関係)
  - 2 施行期日
    - この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)
  - 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のツキノワグマの捕獲等の許可等に係る事務を、新たに大槌町等2 町が処理することとするため、別表第2から削除するとともに、別表第1に追加することとした。(別表第1、別表第2関係)
  - 2 学校教育法第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可に係る事務を、新たに盛岡市等5市町が処理することとした。(別表第2関係)
  - 3 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに岩手町等4町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 4 児童福祉法に基づく医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるものを、遠野市等3市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新た に遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 7 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等 7 市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 8 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 9 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請 書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 10 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 11 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の他の事業を行うことの承認等に係る事務を、新たに矢巾町が処理することとした。 (別表第2関係)
  - 12 屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却等に係る事務を、新たに藤沢町が処理することとした。(別表第2関係)
  - 13 土地改良法第48条第1項の土地改良事業計画の変更等の認可等に係る事務を、新たに西和賀町が処理することとした。(別表第2関係)
  - 14 社会教育法第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定に係る事務を、新たに奥州市等3市町村が処理することとした。 (別表第2関係)
  - 15 身体障害者福祉法第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託に係る事務を、新たに釜石市等3市町が処理することとした。 (別表第2関係)
  - 16 文化財保護法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理等に係る事務を、新たに雫石町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
  - 17 採石法第33条の採取計画の認可等に係る事務を、新たに西和賀町が処理することとした。(別表第2関係)
  - 18 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書の受理等に関する事務で規則で 定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
  - 19 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに西和賀町が処理することとした。(別表第2関係)

- 20 森林法第34条の3第1項の間伐の届出の受理等に係る事務を、新たに西和賀町等3町が処理することとした。(別表第2関係)
- 21 博物館法第10条の博物館の博物館登録原簿への登録等に係る事務を、新たに久慈市等3市が処理することとした。(別表第2 関係)
- 22 道路法第15条の県道の改築に係る事務で規則で定めるものを、一関市が処理しないこととすることとした。(別表第2関係)
- 23 歯科技工士法及び歯科技工士法施行令に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 24 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の事業の転換の認可等に係る事務を、新たに矢巾町が処理することとした。(別表第2関係)
- 25 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項の県立自然公園内での国の機関が行う行 為の協議等に係る事務を、新たに軽米町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 26 水道法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとした。(別表第2関係)
- 27 水道法第36条第3項の簡易専用水道の管理に関する必要な措置の指示等に係る事務を、花巻市等2市が処理することとした。 (別表第2関係)
- 28 臨床検査技師等に関する法律及び臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理等 に関する事務で規則で定めるものを新たに遠野市等7市町村が処理することとするとともに、臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律の一部を改正する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条 第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行 令に基づく衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を盛岡市等19市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 29 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 30 工場立地法第4条の2の地域準則の制定に係る事務を宮古市等18市町村が処理しないこととするとともに、同法第6条第1項及び第7条第1項の特定工場の新設等の届出の受理等に係る事務を、新たに盛岡市等4市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 31 知的障害者福祉法第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託に係る事務を、新たに釜石市等3市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 32 商工会法第23条第1項の設立の認可等に係る事務を、新たに矢巾町等3町が処理することとした。(別表第2関係)
- 33 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 34 家庭用品品質表示法第4条第1項の指示等に係る事務を、新たに二戸市が処理することとした。(別表第2関係)
- 35 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する 事務で規則で定めるものを、新たに軽米町等3町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 36 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 37 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理等に係る事務を、新たに奥州市等5市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 38 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるもの を、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 39 砂利採取法第16条の採取計画の認可等に係る事務を、新たに西和賀町が処理することとした。(別表第2関係)
- 40 騒音規制法第3条第1項の規制地域の指定等に係る事務を、新たに奥州市が処理することとした。(別表第2関係)
- 41 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の立入検査等に係る事務を、新たに金ケ崎町等3町が処理することとした。 (別表第2関係)

- 42 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 43 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の市町村立学校教職員の児童手当の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに花巻市等5市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 44 悪臭防止法第3条の規制地域の指定等に係る事務を、新たに奥州市が処理することとした。(別表第2関係)
- 45 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市 等2市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 46 消費生活用製品安全法第40条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに二戸市が処理することとした。(別表第2関係)
- 47 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の動物の死体の収容に係る事務を、新たに二戸市が処理することとした。(別表第2関係)
- 48 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の変更の届出の受理に係る事務を、新たに盛岡市等 4市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 49 国土利用計画法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る届出の受理等に係る事務を、新たに八幡平市が処理することとした。(別表第2関係)
- 50 国土利用計画法第28条第1項の遊休土地である旨の通知等に係る事務を、新たに洋野町が処理することとした。(別表第2関係)
- 51 振動規制法第3条第1項の地域の指定等に係る事務を、新たに奥州市が処理することとした。(別表第2関係)
- 52 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに藤沢町が処理することとした。(別表第2関係)
- 53 大規模小売店舗立地法第5条第1項の大規模小売店舗の新設の届出の受理等に係る事務を、大船渡市が処理することとした。 (別表第2関係)
- 54 中心市街地の活性化に関する法律第37条第2項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理に係る事務を、 大船渡市が処理することとした。(別表第2関係)
- 55 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等 の届出の受理及び意見の付与等に係る事務を、新たに北上市が処理することとした。(別表第2関係)
- 56 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の導入計画の認定等に係る事務を、新たに盛岡市等3市 町が処理することとした。(別表第2関係)
- 57 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に係る事務を、新たに宮古市が処理することとした。(別表第2関係)
- 58 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに北上市等4市 町が処理することとした。(別表第2関係)
- 59 障害者自立支援法に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理等に関する事務で規則で定めるものを、大船渡市等 5 市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 60 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に係る事務を、新たに一戸町が処理することとした。(別表第2関係)
- 61 学校教育法施行令第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理に係る事務を、新たに盛岡市等5市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 62 博物館法施行規則第19条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査等に係る事務を、新たに久慈市等3市が処理する こととした。(別表第2関係)
- 63 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同令第4条第1項の市町村立学校職員の児童手当の現況 の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等5市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 64 大規模小売店舗立地法施行規則第5条、第10条、第14条、第15条及び第17条の公告の方法の認定等に係る事務を、大船渡市

が処理することとした。(別表第2関係)

- 65 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の電子情報処理組織の使用に係る届出の受理等に係る事務を、新たに北上市が処理することとした。(別表第2関係)
- 66 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当に関する事務で教育委員会規則で定めるものを、新たに花巻市等7市町村が処理することとした。(別表第2関係)
- 67 県立自然公園条例第10条第4項の特別地域内の行為の許可等に係る事務を、新たに軽米町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 68 公衆浴場法施行条例第3条第2項の基準の適用除外の承認に係る事務を、盛岡市が処理することとした。(別表第2関係)
- 69 屋外広告物条例第15条の3第2項の保管広告物等の一覧簿の閲覧等に係る事務を、新たに藤沢町が処理することとした。(別表第2関係)
- 70 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の特別地域内での行為の許可等に係る事務を、新たに雫石町等2町が処理することとした。(別表第2関係)
- 71 岩手県文化財保護条例第21条において準用する同条例第19条第2項の指示等に係る事務を、新たに陸前高田市等4市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 72 興行場法施行条例第5条の基準の適用除外又は緩和に係る事務を、盛岡市が処理することとした。(別表第2関係)
- 73 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項の地域の指定等に係る事務を、新たに奥州 市が処理することとした。(別表第2関係)
- 74 循環型地域社会の形成に関する条例第20条第2項の立入検査等に係る事務を、新たに釜石市等5市町が処理することとした。 (別表第2関係)
- 75 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条第1項の立入検査等に関する事務を、新たに釜石市等4市町が 処理することとした。(別表第2関係)
- 76 旅券法第3条第1項の一般旅券の発給の申請の受理等に係る事務を、新たに二戸市等3市町が処理することとした。(別表第 2関係)
- 77 岩手県収入証紙条例第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるものを、新たに二戸市等3 市町が処理することとした。(別表第2関係)
- 78 その他所要の整備をすることとした。(別表第1、別表第2関係)
- 79 施行期日等
  - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、76、77及び79(2)(附則第4項関係に限る。)は、同年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項~附則第4項関係)
- ◎特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)
  - 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、社員総会における表決の電磁的方法を定めるとともに、併せて所要の改正をする こととした。(第1条、第2条の2関係)
  - 2 施行期日
    - この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)
- ◎岩手県保健所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第10号)
  - 1 保健所において行う業務の実情にかんがみ、所要の改正をすることとした。(第1条~第4条関係)
  - 2 施行期日
    - この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第11号)
  - 1 看護職員修学資金の貸付金額の限度額を設けることとした。(第5条関係)

- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ◎介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第12号)
  - 1 市町村から徴収する介護保険財政安定化基金拠出金の拠出率を零にすることとした。(第2条関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)
  - 1 特例対象設備に研究開発に係る設備を加えることに伴い、所要の整備をすることとした。(第1条、第12条関係)
  - 2 特例対象設備に研究開発に係る設備を加えることとした。(第2条関係)
  - 3 研究開発に係る設備に係る不動産取得税の課税免除について定めることとした。(第5条、第7条関係)
  - 4 施行期日等
    - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
    - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第14号)
  - 1 岩手県立久慈職業能力開発センターを廃止することとした。(第2条関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第15号)
  - 1 土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第4条関係)
  - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第16号)
  - 1 農地集積加速化基盤整備事業に係る分担金を徴収することとした。(別表関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)
  - 1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料の額を減額することとした。(別表関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第18号)
  - 1 道路の占用料の額を改めることとした。(別表関係)
    - (1) 道路の占用料の単価を改めることとした。
    - (2) 物件として道路法施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を加えることとした。
    - (3) 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件並びに道路法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設 及び自動車駐車場の細区分を改めることとした。
  - 2 その他所要の整備をすることとした。(別表関係)
  - 3 施行期日等
    - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
    - (2) 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第2項関係)
- ◎建築士法施行条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を増額することとした。(第6条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)
  - 1 知事及び副知事の平成21年4月に支給されるべき給料を、知事にあっては月額620,000円、副知事にあっては月額624,000円 とすることとした。(附則第25項関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第21号)
  - 1 警察官の増員を図るため、職員定数を増加することとした。(第2条、第2条の2関係)
  - 2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)
  - 1 学校給食法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第25条の2関係)
  - 2 市町村立学校の副校長について適用される給料表を定め、及び義務教育等教員特別手当を支給対象とすることとした。(第31 条の2、別表第2関係)
  - 3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第23号)
  - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料の額等を改定することとした。(別表第2、別表 第4、別表第7関係)
    - (1) 狩猟免許申請手数料
    - (2) 狩猟免状再交付手数料
    - (3) 狩猟免許更新申請手数料
    - (4) 狩猟者登録手数料
    - (5) 狩猟者変更登録手数料
    - (6) 技能検定手数料
    - (7) 丙種火薬類製造保安責任者試験等手数料
    - (8) 製造保安責任者試験手数料
    - (9) 販売主任者試験手数料
    - (10) 液化石油ガス設備士試験手数料
  - 2 介護保険法第115条の30第1項に規定する調査事務に係る手数料等の額を減額することとした。(別表第3関係)
    - (1) 介護サービス情報調査手数料
    - (2) 介護サービス情報公表手数料
  - 3 薬事法の一部改正に伴い、医薬品の販売先等変更許可申請手数料を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。 (別表第3関係)
  - 4 通訳案内士法施行規則の一部改正に伴い、地域限定通訳案内士試験手数料の額を増額することとした。(別表第4関係)
  - 5 旅行業法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第4関係)
  - 6 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第6関係)
  - 7 教育職員免許法の一部改正に伴い、次の手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第8関係)
    - (1) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新申請手数料

- (2) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長申請手数料
- (3) 旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認等申請手数料
- (4) 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料
- (5) 旧免許状所持者の免許状更新講習免除認定申請手数料
- 8 施行期日等
  - (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める日から施行することとした。(附則第1項関係)
    - ア 5及び6 公布の日
    - イ 1(6)から(10)まで、2、4及び7 平成21年4月1日
    - ウ 1(1)から(5)まで 平成21年4月16日
    - エ 3及び8(2) 平成21年6月1日
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第24号)
  - 1 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第21条、第61条関係)
  - 2 自動車税に係る証明書を交付する者に自動車の構造等変更検査を受ける者を加えることとした。(第107条関係)
  - 3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第25号)
  - 1 この条例の施行後5年を目途として、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。(附則第6項関係)
  - 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第26号)
  - 1 自動車運転代行業認定申請手数料の額を減額することとした。(別表第10関係)
  - 2 新たに認知機能検査手数料を徴収することとした。(別表第7関係)
  - 3 高齢者講習手数料及び小型特殊免許高齢者講習手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)
  - 4 その他所要の整備をすることとした。(別表第7関係)
  - 5 施行期日

この条例は、平成21年6月1日から施行することとした。ただし、1は、同年4月1日から施行することとした。(附則関係)

- ◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第27号)
  - 1 新たに認知機能検査員講習手数料を徴収することとした。(別表第7関係)
  - 2 施行期日等
    - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
    - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)